

局部長会議等開催要綱

(制定 昭和 62 年 9 月 21 日局長決)

(最近改正 令和 6 年 3 月 29 日総務課長決)

(目的)

第1条 この要綱は、局部長会議及び課長会議の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(局部長会議)

第2条 局部長会議は、局長、理事、部長（担当部長を含む。以下同じ。）及び総務課長をもつて構成する。

- 1 局部長会議には、必要に応じ、課長（担当課長、所長及び場長を含む。以下同じ。）の出席を求めることがある。
- 2 局部長会議は、隨時、開催するものとする。
- 3 局部長会議は、局運営の基本方針について審議決定し、局の重要施策又は重要事項について審議する。
- 4 局部長会議の議題は、局長、理事、部長又は課長が発議するものとする。
- 5 前項の規定による発議をしようとする課長は、あらかじめ総務課長に議題及びその内容について通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知があった場合、総務課長は、議題及びその内容について調整することがある。

(課長会議)

第3条 課長会議は、全ての課長をもって構成する。

- 1 課長会議には、必要に応じ、局長、理事、部長又は課長代理（担当課長代理、副所長及び副場長を含む。）の出席を求めることがある。
- 2 課長会議は、隨時、総務課長が招集する。
- 3 課長会議の議題は、あらかじめ総務課長に通知しなければならない。

(進行)

第4条 局部長会議及び課長会議の進行は、総務課長が行うものとする。

(庶務)

第5条 局部長会議及び課長会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 9 月 21 日から施行する。
- 2 局議等開催要領（昭和 42 年 8 月 28 日局長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 7 項の改正規定は、平成 18 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。